

創業・開業、異業種進出等を目指す事業主の皆さんへ
“中小企業基盤人材確保助成金”の活用を！

事業条件

創業・開業

異業種進出

創業・開業とは…

- ◆会社勤めをやめて開業します
- ◆自分ひとりで商売をしてましたが、今から法人にして新しく人を雇います
- ◆子会社を設立して、専門化します(分社化)

異業種進出とは…

- ◆日本標準産業分類の細分類が異なる事業に進出することです。例えば
- ◇会社定款に書いていない新事業に進出します
- ◇会社定款には書いてあるが、今まで行っていなかった事業を新たに始めます

活用事例

- ◇料亭に勤めていたが独立、自ら日本料理の出店
- ◇会社をリストラされ、自分で製造会社を立上げ
- ◇プログラマーが集まり情報サービス会社を創設

活用事例

- ◇毛織物の製造業から卸売業に進出
- ◇薬局業から介護事業に進出
- ◇日本料理店が惣菜業を開始

支給条件を満たして

負担条件

一定期間内に施設又は設備等の設置又は整備に要する費用として300万円以上負担、その他要件等があります

人の条件

- ☆基盤人材 次のA・B両方に該当する人材です
 - A 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者、又は、部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者
 - B 年収350万円以上の賃金で雇い入れられる者(ボーナス類は除きます。)
- ☆一般人材 基盤人材に該当しない一般の労働者

助成金を受給

助成額は…

- ★基盤人材は1人に対し210万円(1企業5人まで)
 - ★一般人材は1人に対し40万円(基盤人材と同数まで)
- (同意雇用機会増大促進地域に適用、他地区は従来の140万、30万です)
 ※一般人材のみの雇い入れは該当となりません

■お問い合わせ先
 独立行政法人雇用・能力開発機構長崎センター
 〒854-0062 諫早市小船越町1113
 TEL0957-35-4721 FAX 0957-35-4720

独立行政法人 雇用・能力開発機構では、ホームページで最新の情報を提供しています。アクセスをお待ちしております。URL: <http://www.ehdo.go.jp>